第二十五条　［略］

２　［略］

３　外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　ガスタービンエンジンの部分品であって、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム

イ　燃焼器であって、次のいずれかに該当するものを有するもの

（一）～（四）　［略］

（五）　プレッシャーゲイン燃焼を利用したもの

ロ～ヌ　［略］

第二十五条　［略］

２　［略］

３　外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　ガスタービンエンジンの部分品であって、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム

イ　燃焼器であって、次のいずれかに該当するものを有するもの

（一）～（四）　［略］

［新設］

ロ～ヌ　［略］

ル　本号イ、ニ又は第二十七条第六項第一号に該当するいずれかの技術（プログラムを除く。）を用いたガスタービンエンジンの部分品における冷却孔であって、次のいずれかに該当するものの穴あけ加工に必要な技術

（一）・（二）　［略］

ヲ　［略］

三・四　［略］

4・5　［略］

ル　本号ニ又は第二十七条第六項第一号に該当するいずれかの技術（プログラムを除く。）を用いたガスタービンエンジンの部分品における冷却孔であって、次のいずれかに該当するものの穴あけ加工に必要な技術

（一）・（二）　［略］

ヲ　［略］

三・四　［略］

4・5　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。